

VIII 2以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例認定制度

1 2以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例認定制度の概要

2以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例認定制度は、産業廃棄物の処理を一体として実施しようする場合（親子会社が一体的な経営を行おうとするなど）に、2以上の事業者が、共同して、**一体的な経営の基準**及び**収集、運搬又は処分を適正に行う事業者としての基準**のいずれにも適合していることについて、札幌市長の認定を受けることができる制度です（法第12条の7第1項）。

当該認定を受けた事業者の事業活動に伴って生ずる産業廃棄物の処理に係る規定等の適用については、当該認定を受けた事業者を一の事業者とみなす（**排出事業者責任を共有する**）こととなります。これにより、当該認定に係る産業廃棄物の収集、運搬又は処分については、産業廃棄物の許可を要しない自ら処理として扱うことができます（法第12条の7第4項）。

2 認定基準

次のいずれの基準にも適合していることが必要となります。

(1) 2以上の事業者の一体的な経営の基準（法第12条の7第1項第1号、施行規則第8条の38の2）

当該2以上の事業者のいずれか1の事業者が、当該2以上の事業者のうち他の全ての事業者について、次のいずれかに該当すること。

①	当該2以上の事業者のうち他の事業者の発行済株式の総数、出資口数の総数又は出資価額の総額を保有していること。 次のいずれにも該当すること。
②	イ 当該2以上の事業者のうち他の事業者の発行済株式の総数、出資口数の総数又は出資価額の総額の2/3以上に相当する数又は額の株式（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式を除く。）又は出資を保有していること。 ロ その役員又は職員を当該2以上の事業者のうち他の事業者の業務を執行する役員として派遣していること。 ハ 当該2以上の事業者のうち他の事業者は、かつて同一の事業者であって、一体的に廃棄物の適正な処理を行っていたこと。

(2) 収集、運搬又は処分を適正に行う事業者としての基準（法第12条の7第1項第2号、施行規則第8条の38の3）

当該2以上の事業者のうち当該認定に係る産業廃棄物の処理を行う者が廃棄物の適正な処理を行えるものとして次に掲げる基準に適合すること。

①	当該申請に係る産業廃棄物の収集、運搬又は処分に関する計画において、当該産業廃棄物の収集、運搬又は処分を行うこととされた者であること。
②	当該申請に係る産業廃棄物の処理を統括して管理する体制の下で、当該産業廃棄物の処理を行う者であること。
③	当該申請に係る産業廃棄物以外の廃棄物の処理を行う場合にあっては、それらを区分して処理するために必要な措置を講ずることができる者であること。
④	当該申請に係る産業廃棄物の処理を当該2以上の事業者以外の者に委託する場合にあっては、当該2以上の事業者が共同して、受託者と委託契約を締結するとともに、当該受託者に対し産業廃棄物管理票の交付を行う者であること。
⑤	当該申請に係る処理を的確に行うに足る知識及び技能を有すること。
⑥	当該申請に係る処理を的確に、かつ、継続して行うに足る経理的基礎を有すること。
⑦	法第14条第5項第2号イからニまで及びへのいずれにも該当しないこと（18ページ参照）。
⑧	不利益処分を受け、その不利益処分のあった日から5年を経過しない者に該当しないこと。
⑨	施行規則第8条の38の3第9号に掲げる基準に適合する施設を有すること。
⑩	その他環境大臣が定める基準に適合していること。

3 申請について

(1) 特例認定申請（法第12条の7第1項）

特例認定申請手数料：147,000円

当該認定は、当該認定に係る産業廃棄物の収集又は運搬を札幌市内のみにおいて行おうとする場合及び当該産業廃棄物の積替え又は処分（再生を含む。）を札幌市内において行おうとする場合に限り、申請することができます。

(2) 特例認定事項変更認定申請（法第12条の7第7項） **特例認定事項変更認定申請手数料：134,000円**

当該認定を受けている方で、法第12条の7第2項各号に掲げる事項の変更（4(1)の軽微変更を除く。）をしようとするときは、共同して変更の認定を受けなければなりません。

4 届出について

(1) 軽微な変更の届出（法第12条の7第7項ただし書及び第9項、施行規則第8条の38の7、施行規則第8条の38の8）

当該認定を受けている方で、次の(i)～(ix)のいずれにも該当しない軽微な変更をしたときは、当該変更の日から10日（登記事項証明書を添付する場合は30日）以内に、届出書（施行規則様式第5号の5）を提出しなければなりません。（i）議決権保有割合に関する事項（ii）当該申請に係る産業廃棄物の処理の用に供する施設に関する事項（iii）派遣役員に関する事項（iv）当該申請に係る処理を行う産業廃棄物の種類、処理の範囲・区域（v）当該申請に係る産業廃棄物の処理の内容、当該処理に伴い生ずる廃棄物（再生品を除く。）の種類、性状及び処理方法（vi）収集又は運搬の用に供する施設の種類及び数量（vii）処分の用に供する施設の種類、数量、設置場所、設置年月日及び処理能力並びに処理方式、構造及び設備の概要（viii）積替え又は保管の場所に関する事項（ix）当該申請に係る産業廃棄物の処理を統括して管理する体制

(2) 廃止の届出（法第12条の7第11項、施行令第6条の7の2、施行規則第8条の38の10）

当該認定に係る処理の事業の全部又は一部を廃止したときは、当該廃止の日から10日以内に、共同して届出書（施行規則様式第5号の5）を札幌市長に提出してください（※全部の廃止の届出のときは、認定証を返納してください。）。

5 申請書類（法第12条の7第2項、施行規則第8条の38の5）

① 認定申請書（施行規則様式第5号の2）
② 次に掲げる事項を記載した事業計画 イ 当該申請に係る産業廃棄物の処理を行う事業者が行う当該申請に係る処理の内容 ロ 当該申請に係る産業廃棄物について最終処分が終了するまでの一連の処理の行程 ハ 当該処理に伴い生ずる廃棄物（再生品を除く。）の種類、性状及び処理方法 ニ 運搬を行う場合には、当該運搬の用に供する施設の種類の数量 ホ 処分を行う場合には、当該処分の用に供する施設の種類の、数量、設置場所、設置年月日及び処理能力並びに処理方式、構造及び設備の構造 ヘ 積替え又は保管を行う場合には、積替え又は保管の場所に関する次に掲げる事項 所在地、面積、積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）、積替え又は処分等のための保管上限、施行規則第1条の6の規定の例による高さのうち最高のもの ト 当該申請に係る産業廃棄物を生ずる事業場の名称及び所在地 チ 法第14条第1項若しくは第6項又は第14条の4第1項若しくは第6項の許可を受けている場合にあっては、これらの許可に係る許可番号（これらの許可申請をしている場合にあっては、申請年月日） リ 次に掲げる産業廃棄物等の1年間の数量等当該申請に係る処理を行う産業廃棄物ごとの数量、当該申請に係る処分に伴い生ずる廃棄物（再生品を除く。）の種類ごとの数量等（必要に応じ、事務所及び事業場別の情報） ヌ 当該申請に係る産業廃棄物の処理を統括して管理する体制 ル 当該申請に係る産業廃棄物の処理以外の産業廃棄物の処理を行う場合は、当該産業廃棄物と区分して処理するために必要な措置の内容 ヲ 当該申請に係る処理を当該2以上の事業者以外の者に委託する場合には、受託者と締結する委託契約の内容及び当該受託者に交付する管理票に関する事項 ワ 環境大臣が定める事項
③ 定款又は寄付行為及び登記事項証明書等 ※発行済株式の保有状況等を示す書類（株主名簿（親会社以外）、出資者名簿その他これに準ずるもの）、かつて同一の事業者であったことを証明できる書類（履歴事項全部証明書又は閉鎖事項全部証明書）も添付すること。
④ 「2(2)収集、運搬又は処分を適正に行う事業者としての基準」のうち、⑤～⑧に適合することを示す書類
⑤ 派遣している役員の氏名及び住所並びに派遣されていることを示す書類
⑥ 当該申請に係る処分の用に供する施設が産業廃棄物処理施設である場合にあっては、当該施設について許可を受けていることを証する書類
⑦ 当該申請に係る処理の用に供する施設が規則第8条の38の3第9号に規定する基準に適合したものであることを示す書類
⑧ 申請者が当該申請に係る産業廃棄物の処理の用に供する施設の所有権（所有権を有しない場合は使用権原を有すること）を証する書類
⑨ 「2(1)一体的な経営の基準」のうち、②ハに適合することを示す書類
⑩ その他環境大臣が定める書類

6 認定証の表示（施行規則第7条の2、施行規則第7条の2の2）

認定を受けた方は、名称及び認定番号（2以上あるときは、それらの全て）を運搬車の車体の両側面に鮮明に表示するとともに、運搬車内に認定証（2以上あるときは、それらの全て）の写しを備え付けておく必要があります。

7 報告（施行規則第8条の38の11）

認定を受けた方は、共同して、毎年6月30日までに、その年の3月31日以前の1年間における当該認定に係る産業廃棄物の処理に関し、次に掲げる事項を記載した報告書（施行規則様式第5号の7）を札幌市に提出してください。

① 当該2以上の事業者の名称及び住所並びに代表者の氏名	② 認定の年月日及び認定番号
③ 当該認定に係る処理を行った廃棄物の種類ごとの数量	④ 当該認定に係る処理に伴い生じた廃棄物（再生品を除く。）の種類ごとの数量
⑤ 当該認定に係る処理を当該2以上の事業者以外の者に委託した場合にあっては、当該委託の内容及び委託量	

8 帳簿の整備（施行令第6条の4第3号、施行規則第8条の5）

認定を受けた方は、次の事項を当該産業廃棄物の種類ごとに記載した帳簿を備えなければなりません（当該認定に係る産業廃棄物以外の産業廃棄物の処理を行う場合にあっては、施行規則第8条の5第1項第1号及び第2号の規定の例によること。）。

① 当該認定に係る産業廃棄物を処理するために産業廃棄物処理施設又は小規模焼却施設が設置されている事業場を設置している事業者が当該施設において当該産業廃棄物の処分を行う場合：処分年月日、処分方法ごとの処分量、処分後の廃棄物の持出先ごとの持出量
② 当該認定に係る産業廃棄物を生ずる事業場の外において当該認定を受けた者のうち他の事業者が当該産業廃棄物の処分を行う場合 収集・運搬：当該産業廃棄物を生じた事業場の名称及び所在地、収集・運搬を行った事業者名称、収集・運搬年月日、運搬方法及び運搬先ごとの運搬量、積替え保管を行なった場合には積替え保管の場所ごとの搬出量 処分：当該産業廃棄物の処分を行なった事業場名称及び所在地、処分を行った事業者名称、処分年月日、処分方法ごとの処分量、処分後の廃棄物の持出先ごとの持出量
③ 当該認定に係る産業廃棄物を生ずる事業場の外において当該産業廃棄物の処分を行う場合（②に掲げる場合を除く。） 運搬：当該産業廃棄物を生じた事業場の名称及び所在地、運搬年月日、運搬を行った事業者名称、運搬方法及び運搬先ごとの運搬量、積替え保管を行なった場合には積替え保管の場所ごとの搬出量 処分：当該産業廃棄物の処分を行なった事業場の名称及び所在地、処分年月日、処分方法ごとの処分量、処分後の廃棄物の持出先ごとの持出量
④ 当該認定に係る産業廃棄物を収集又は運搬のみを行う場合：当該産業廃棄物を生じた事業場の名称及び所在地、当該認定を受けた者のうち他の事業者が行う場合にあっては当該収集又は運搬を行った事業者の名称、収集又は運搬年月日、運搬方法及び運搬先ごとの運搬量、積替え保管を行なった場合には、積替え保管の場所ごとの搬出量